

令和 2 年 3 月 3 0 日

殿

国土交通省自動車局旅客課長

令和 2 年 3 月 9 日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事案について、照会法令の適用可否は以下のとおりである。

本事案における X 社の行為については、照会書記載の事実を前提とする限り、道路運送法第 2 条第 3 項「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する」旅客自動車運送事業に該当せず、同法第 4 条第 1 項の国土交通大臣の許可を要しない。

2 照会事例における照会法令の適用に関する見解及び根拠

本事案において X 社が雇用する労働者の送迎は、道路運送法第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業者が事業用自動車により行うものであり、X 社が送迎を行うものではない。

したがって、本事案における X 社の行為については、道路運送法第 2 条第 3 項「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する」旅客自動車運送事業に該当せず、同法第 4 条第 1 項の国土交通大臣の許可を要しない。